

各 市 町 村 長 殿

(障がい福祉主管課)

福 岡 県 福 祉 労 働 部 長

(障がい福祉課障がい福祉サービス指導室)

令和 7 年度障がい者（児）福祉施設整備に係る補助協議について（通知）

障がい福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別の御配慮をいただき、深く感謝を申し上げます。

標記整備について、下記のとおり協議を受け付けますのでお知らせします。

つきましては、貴市町村内において整備が予定されている施設の事業者に対し、本通知に基づき、協議書を提出するよう貴職から指導をお願いいたします。

記

1 補助事業の概要

本事業は、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及び「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用し、社会福祉法人等が行う障がい福祉サービス事業所等の施設整備に要する経費の一部について、県の予算の範囲内で補助を行うものです。

なお、令和 5 年 4 月のこども家庭庁創設に伴い、児童福祉法に基づく児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障がい児相談支援事業所、障がい児入所施設及び児童発達支援センターの施設整備については、従来の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」から、「次世代育成支援対策施設整備交付金」の補助対象になりましたので、補助協議にあたりご留意くださいますようお願いいたします。

2 対象事業

別添 1「令和 7 年度障がい者（児）福祉施設の整備方針について」に基づく障がい者（児）福祉施設の整備

(注 1) 別添 2「協議対象となる整備区分」に該当し、市町村が策定する障がい福祉計画・障がい児福祉計画の趣旨に適合し、サービス見込量及びサービス提供体制（施設数、利用定員等を勘案）等を比較し、実施する必要性が認められること。

また、別添 4「協議書における留意事項」の条件を満たすこと。

(注 2) 国の予算の制約があり、必ず採択されるものではありませんので、御了承願います。

(注 3) 今後の国庫補助制度の改正により、補助対象等が変更される場合がありますので、申し添えます。

3 提出資料

(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

- ・別添6「令和7年度障がい者福祉施設協議様式」

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金

- ・別添7「令和7年度障がい児福祉施設協議様式」

(注1) 「協議提出書類一覧表」より必要提出書類一式を紙媒体でご提出ください。併せて、全ての必要提出書類について「電子データ」もご提出ください。

(注2) 添付書類の「市町村長意見書」は、別添4「市町村意見書における留意事項」を踏まえて作成してください。

(注3) 今回は令和6年度の国庫補助協議書の様式で提出いただきますが、令和7年度の国庫補助協議書の様式が判明次第、新たな様式で提出を依頼する場合があります。

4 提出方法及び提出期限

【紙媒体の提出】

(1) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

提出方法：書類一式を以下の提出先に2部紙媒体で郵送

提出先：管轄の県保健福祉（環境）事務所及び県障がい福祉課障がい福祉サービス指導室へ1部ずつ提出

提出期限：令和6年9月30日（月）（必着）

(2) 次世代育成支援対策施設整備交付金

提出方法：書類一式を以下の提出先に1部紙媒体で郵送

提出先：県障がい福祉課障がい福祉サービス指導室へ1部提出

提出期限：令和6年9月30日（月）（必着）

【電子媒体の提出】※「協議提出書類一覧表」の全ての必要提出書類

提出先：県障がい福祉課障がい福祉サービス指導室

提出方法：電子メール（shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp）

提出期限：令和6年9月30日（月）（必着）

※最大10MBまで受信できます。圧縮（ZIP形式）し、送信してください。

10MBを超えるときは、複数回に分けて送信してください。

※ 事前相談及び県障がい福祉サービス室への書類の提出については、予め電話にて御連絡ください。

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年10月以降	補助協議に対する施設ヒアリング、現地調査
令和7年 2月頃	県が国庫補助協議の対象とする（しない）ことの通知
3月頃	国庫補助協議
7月頃	補助内示する（しない）ことの通知
8月以降	交付申請 → 交付決定 → 事業着手（年度内完了）

福岡県 福祉労働部 障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室 指定係 原口
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
TEL：092-643-3312 FAX：092-643-3304